

# 笠山町々内会役員選考委員会運営基準

笠山町々内会会則第7条に定める役員選考委員会を次のとおり定める。

## 第1章 総 則

### 第1条（委員会の任務）

本委員会は、笠山町々内会の健全な発展と円滑な業務の執行を図るために、会則第7条に定める会長・副会長・会計・庶務（以下執行役員という）および会計監査人の選任にあたり総会に提出する候補者の調整にあたるものとする。

### 第2条（委員の構成）

委員の構成は次のとおりとする。

第1号委員 当該事業年度の役員から3名以内

第2号委員 前事業年度の役員から 3名以内

第3号委員 当該年度の執行役員から4名以内

### 第3条（組織の統括者）

本委員会の組織の統括者は次のとおりとする。

委員長 2号委員の互選により決定する

副委員長 1号委員のなかから委員長が指名する者とする。

### 第4条（委員の選任方法）

第1号委員は、委員長は当該年度の役員会で組長の互選により決定する。

第2号委員は、原則として1号委員が継続するものとする。

第3号委員は、執行部（会長・副会長・会計）を対象者とし、会長が指名する。

### 第5条（委員の任期）

委員の任期については、町内会総会終了時から2年とする。但し、再任は妨げない。

組長会で1号委員の任期、選任された時点から次年度の役員選考委員会の開始までを1年目とみなす。

役員経験者が任期途中で欠員となり、新たに選任した者については前任者の残余期間とする。

## 第2章 会 議

### 第6条（会議の招集）

本会の会議の招集者は、委員長とする。

会議にあたって、委員長は執行役員の出席を求めることができる。

### 第7条（会議の議長）

会議の議長は、委員長もしくは委員長の指名を受けた者が行う。

## 第3章 そ の 他

### 第8条（規約の改廃）

本規約の改廃は、町内会役員の3分の2の賛同を必要とのうちする。

### 付則（本基準の制定）

本基準は、平成30年2月度役員会で承認した。これに伴い、役員選考の任務は、平成30年度会則の変更を経て、評議委員会を従前の役員選考委員会に戻した。

第3号議案

## 会 則 一 部 変 更 の 件

会則第7条を次のとおり変更することについて、お諮りいたします。

【変更理由】

従来、総会に提出する役員は、前年度の組長会で役員選考委員会を組織して推薦者を決定していましたが、単年度役員では、人材をあたる範囲が狭いことから、3年前から複数年度の組長経験者が委員となる評議委員会を設置しましたが、十分に機能しませんでした。

そこで、改めて役員基で協議をした結果、選考委員に執行部が加わり適任者の選考を進めたく存じます。なお名称は役員選考委員会に戻したく存じます。

【変更内容】

(現行)

会長、副会長、会計および会計監査は、別に定める評議委員会で選考し総会の承認を得るものとする。

(変更案)

会長、副会長、会計、庶務（以上執行役員）および会計監査は、別に定める役員選考委員会で選考し総会の承認を得るものとする。

2. ~~庶務は会長が委嘱し総会の承認を得る~~ 《削除》

委員の構成

	現 行		変 更 後		備 考
	選考方法	人数	選考方法	人数	
1号委員	当該年度の組長の互選	3名	同左	3名	
2号委員	前年度の選任組長の重任	3名	同左	3名以内	
3号委員	経験者（評議委員会で選考）	4名	執行役員	若干名	